

令和7年度 保育所(園)・認定こども園(2・3号)・小規模保育園 4月新規入所申込案内

令和7年度4月保育所等入所申込に必要な書類をセットしています。

(就労証明書はデータ入力の上、印刷したものを提出いただきますので
セットの中にありません。詳しくは6ページをご覧ください。)

＊以下にあてはまるかたは、別の書類が必要ですので、必ず個別にお声
掛けください。

- 2人以上の申込をされるかた

(保育を必要とする事由)

- 法人を設立していない自営業のかた(個人事業主のかた)
- 妊娠・出産のかた
- 疾病・障がい・親族の介護等のかた
- 求職活動・就学・就業訓練のかた
- 育児休業中のかた(転入・転園)

☆ 例年窓口が大変混雑いたしますので、ご来庁いただいても長時間お待ちいただくこととなります。ご不明な点がございましたら、可能な限り事前に電話にてご相談ください。

☆ 令和7年5月以降の入所申込については、別の案内を作成しておりますので、そちらをご確認ください。



令和7年4月から新規で保育所（園）・認定こども園・小規模保育園（以下、『保育所等』とする。）に入所を希望される保護者のかたは、次の事項を確認のうえお申し込みください。

入所対象年齢

クラス	児童生年月日
0歳児	令和6年4月2日 ～
1歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
2歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
3歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日
4歳児	令和2年4月2日 ～ 令和3年4月1日
5歳児	平成31年4月2日 ～ 令和2年4月1日



* 施設により、受入可能年齢・募集予定年齢が異なります。

保育を必要とする事由

保育所等を利用する場合、保護者のいずれもが以下に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	保育の実施期間 (保育を必要とする期間に限る)	保育必要量	
		短時間	標準時間
1. 就労 〔外勤・自営業等、月に64時間以上の就労を 常態とされているかたが対象になります〕	左の条件で就労している期間	○	○
2. 妊娠・出産	産前産後各3ヶ月以内	○	○
3. 保護者の疾病・障がい	保育が困難と認められる期間	○	○
4. 同居または長期入院などをしている親族の 介護・看護	介護が必要と認められる期間	○	○
5. 災害復旧	状況がなくなるまで	○	○
6. 求職活動・起業の準備	入所月の月末まで	○	—
7. 就学・就業訓練	修了月の月末まで	○	○
8. 育児休業 〔転入・転園〕 (産前産後期間に入る前月まで産前産後以外の要 件で認可保育施設に在園中の児童に限ります)	下の子が1歳に到達する月ま で	○	—
9. 上記以外	状況により決定	○	○

保育必要量	保育を必要とする事由	施設利用可能時間*
保育標準時間	月に120時間以上の場合	最大11時間 / 日
保育短時間	月に120時間未満の場合	最大8時間 / 日

*：施設利用可能時間内で利用できる時間帯は、施設ごとに異なります。この時間を超える場合は、延長保育（有料）となります。延長保育料についても、園により異なります。

申込から内定までの流れ

10月1日～18日	市役所保育課にて、教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書等の書類受付
10月21日（都合がつかない場合は31日まで）	第1希望の施設の書類提出場所にて、新規申込受付（都合がつかない場合は、5ページ下段の* ¹ * ² を参照）
12月上旬頃	一次選考の利用調整結果を通知（郵送） （内定にいたらなかったかた（保留者）へは二次選考の案内も同封）
12月中旬頃	二次選考の受付（一次選考保留者対象）
12月末頃	二次選考の結果を通知（郵送）



入所申込について

*次の1，2の2段階の手続きを経て、申込完了となります。

1. 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書の提出

次の書類を提出し、教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書の写しを受け取ってください。

なお、提出の際には、申請者のマイナンバー（個人番号）がわかる書類（マイナンバーカード等）・本人確認のできる書類（写真付き運転免許証等であれば1点、写真なし保険証等であれば2点必要です）を持参してください。

▼受付期間 10月1日（火）～18日（金） 8：30～17：15（土・日・祝を除く。）

▼場所 保育課（市役所4階）

▼提出書類

- ① 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書
- ② 入所（園）申込確認票
- ③ 児童状況票

※提出いただいた①教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書は写しを返却します。

* 初日付近および12：00～13：00は大変混み合います。

* 受付期間に都合がつかない場合は、保育課まで相談してください。

* 書類は市ホームページからダウンロードできるほか、保育課（市役所4階）や各保育所（園）・認定こども園・小規模保育園でも配布します。

2. 入所申込書類の提出

第1 希望の施設の受付日時・提出場所に次の書類を提出してください。

▼受付日時・提出場所 5 ページ参照

▼提出書類

④ 教育・保育給付認定受付証

⑤ 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書の写し

※④及び⑤は①の受付時に交付します。

⑥ 保育を必要とする事由の証明書類（6 ページ参照）＊保護者全員について必要です。

⑦ その他の提出書類（次に該当する場合は提出してください。）

● お子様に疾病や障がい等のあるかた

疾病の程度や医療行為の有無等により、保育所等での受入体制を整える必要がありますので、医師や専門機関による診断書・診療情報提供書等を提出してください。

また、詳しい情報が必要な場合は、選考期間中にお子様のご様子を伺う場合がありますので、その際にご協力お願いいたします。

● 離婚調停中や裁判中のかた

裁判所からの通知書等を提出される場合は、配偶者の⑥の書類について省略することができます。

＊ 受付開始直後の時間帯は大変混み合います。

＊ 施設によっては駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関や徒歩等でお越しください。

メモ欄



◆ 受付日時・提出場所

		施設名	所在地	電話番号	受付日時・提出場所
公 立	保 育 所	若葉保育所	下田西 2 丁目 6 番 27 号	77-2758	10 月 21 日 (月) * ¹ 13:30-16:30 場所：各保育所
		五位堂保育所	五位堂 3 丁目 464 番地 1	77-2023	
		二上保育所	畑 4 丁目 545 番地	77-2944	
		みつわ保育所	良福寺 419 番地	77-2184	
		真美ヶ丘保育所	真美ヶ丘 6 丁目 9 番 1 号	76-4777	
	認定こども園	認定こども園 鎌田幼稚園	鎌田 364 番地 1	78-3877	10 月 21 日 (月) * ¹ 8:30-17:15 場所：市役所保育課
		認定こども園 下田幼稚園	下田西 2 丁目 9 番 23 号	76-0958	
		認定こども園 真美ヶ丘東幼稚園	真美ヶ丘 3 丁目 3 番 24 号	78-3878	
私 立	保 育 園	ハルナ保育園	鎌田 281 番地 1	76-5541	10 月 21 日 (月) * ² 10:00-14:00 場所：同園
		いろは保育園	五位堂 3 丁目 441 番地 1	49-0275	10 月 21 日 (月) * ² 13:00-14:00 場所：同園
	認定こども園	あけぼの・幼保学院	関屋北 5 丁目 8 番 3 号	71-8008	10 月 21 日 (月) * ² 13:00-16:00 場所：同園
		せいか幼稚園	逢坂 4 丁目 958 番地	77-8900	10 月 21 日 (月) * ² 10:00-12:00 場所：同園
		せいか保育園	北今市 5 丁目 508 番地 1	77-5200	10 月 21 日 (月) * ² 10:00-12:00 場所：せいか保育園
		旭ヶ丘せいか保育園	旭ヶ丘 1 丁目 12 番地 2	79-1200	
		ふたかみの森 せいか子ども園	畑 2 丁目 1590 番地 1	71-7700	
		関屋こども園	関屋 396 番地	77-2717	10 月 21 日 (月) * ² 13:30-16:30 場所：同園
		志都美こども園	今泉 382 番地	77-3852	10 月 21 日 (月) * ² 13:30-16:30 場所：同園
		志都美せいかナーサリー	上中 2012 番地	43-7085	10 月 21 日 (月) * ² 10:00-12:00 場所：せいか幼稚園
	小規模保育園	アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	真美ヶ丘 6 丁目 8 番 1 号 吉田プラザ 1F	49-0410	10 月 21 日 (月) * ¹ 8:30-17:15 場所：市役所保育課
		アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	磯壁 3 丁目 53 番地 1 1F	43-6381	
		アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園	鎌田 366 番地 1	78-5160	
		スクルドエンジェル保育園 香芝園	北今市 4 丁目 333 番地 1	43-9892	

*¹：受付日に都合がつかない場合は、10 月 22 日 (火) から 31 日 (木) に市役所保育課で受付します。
受付時間は 8:30 から 17:15 です。

*²：受付日に都合がつかない場合は、10 月 22 日 (火) から 31 日 (木) に各園で受付します。必ず事前に電話連絡のうえ、提出してください。

◆ 保育を必要とする事由の証明書類

保護者の状況	提出書類	
就労 (外勤等)	●就労証明書 (*) ●通勤経路・ 通勤時間申告書	就業先に就労証明書の作成を依頼してください。 ● 自営業のかたで、法人を設立している場合（株式会社・有限会社等）も こちらに該当します。
就労 (自営業)	●就労証明書 (*) ●通勤経路・ 通勤時間申告書	● 法人を設立していない自営業(個人事業主)のかたは、ご自身で就労証明書を作成のうえ、下記の書類を添えてご持参ください。 1. 令和6年1月1日以降に開業(事業を開始)したかた ①個人事業の開業届出書(控用)の写し 2. 令和5年12月以前に開業(事業を開始)しているかた ①個人事業の開業届出書(控用)の写し ②確定申告書(控え)の写し(令和5年分、受付印のあるもの) ※電子申告された場合、受付印はありませんので、申告後に表示される「受取通知」または「メール詳細」をお付けください。 ※令和5年分の事業収入があるものの、確定申告が不要と判断される場合は、確定申告書の代わりに市町村民税申告書(令和6年度)の写しを添えてください(確定申告の要・不要の判断についてはお近くの税務署にお問い合わせください)。 ※令和5年12月以前に開業(事業を開始)しているものの、令和5年分の事業収入が一切なかった場合や、申告書を提出したものの、受付印の押印がないまま申告されたかたは、保育課に事前にご相談ください。
就労 (内職)	●就労証明書 (*)	就業先（内職の委託元）に就労証明書の作成を依頼してください。 ※作成いただけない場合は保育課までお問合せください。
妊娠・出産	・母子手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写し ・保育が必要であることの申立書	
疾病・障がい 親族の介護等	・医師による診断書、身体障害者手帳・精神福祉手帳・療育手帳の写し 等 ・保育が必要であることの申立書	
育児休業 (転入・転園)	・在園証明書（令和7年3月まで利用している証明） ・育児休業証明書	
就学 就業訓練	・在学証明書または合格証明書 + カリキュラム・時間割等、就学時間がわかるもの ・保育が必要であることの申立書	
求職活動 起業の準備	・求職に関する誓約書 ※起業の準備に該当するかたは保育課までお問合せ下さい。 ・雇用保険受給者資格証または雇用保険受給資格通知	
その他	保育課までお問い合わせください。	

*就労証明書は証明日より3ヶ月以内のものをご準備ください。

◎通勤経路・通勤時間申告書について

通勤経路・通勤時間申告書は、保護者のかたの保育必要量の判定や、選考指数が同点となった場合の入所の優先順位を決定するための申告書です。香芝市 HP（7 ページの QR コードを読み取りください。）に様式(Excel)と記載例を掲載しておりますので、参考の上、ご自身で作成してください。

◎就労証明書について（令和7年度より就労証明書の様式を変更しておりますのでご注意ください。）

就労証明書は、事業者等が従業員の就労状況を証明するものです。就業先のご担当者様に作成を依頼してください。香芝市 HP（7 ページの QR コードを読み取りください。）に様式（Excel）を掲載しております

ので、就業先のご担当者様にて入力したものを印刷の上ご準備ください。なお、社会全体のデジタル化に向け、従来の様式にあった企業の押印欄を廃止しております。（就労証明書の内容について、就業先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。記載内容については、職員が電話等により、事業者様に直接質問、確認することがあります。）

※就労証明書は申請の3か月以内に証明されたものを提出してください。

※育児のための短時間勤務制度を利用されている場合、就労証明書のNo.12の項目に忘れずに記載いただきますよう、お願いいたします。

※保育施設等の利用に係る就労証明書の変更点について

<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/77/7228.html>



3. 利用調整について

受付期間に申込を済ませたかたで、受入可能な人数を超えた入所申込があった場合には、選考を行います。保護者の保育を必要とする事由とご家庭の状況から、保育の必要性や優先度について指数化を行い、選考指数の高い児童から順に入所先を決定します。

なお、選考指数については、別添の「保育所等入所選考指数表」をもとに、基礎点数のいずれか1つと調整指数で加算減算して決定いたします。

一次選考の結果、希望した施設で内定にいたらなかったかたは、12月上旬の結果通知の際に、他の市内保育所（園）に空きがあれば、あわせて二次選考のご案内をいたします。

一次選考後、内定を辞退して希望施設を変更する場合は（待機も含む）、当初の申込は一旦キャンセルとなり、期間外の申込をしていただくことになります。そのため、『実際には通えない』保育所等は、希望施設欄に記入しないようにしてください。

◎ 利用調整のイメージ（例）

入所申込者一覧 ◎…内定 ×…空きなし △…保留

順位	児童	家庭状況	第1希望	第2希望	第3希望
1	A		ア保育園 ◎	イ保育園	ウ保育園
2	B		ア保育園 ×	イ保育園 ◎	ウ保育園
3	C	姉がエ保育園に在園中	エ保育園 ×	ウ保育園 ◎	—
4	D		エ保育園 ×	ア保育園 ×	イ保育園 ◎
5	E		イ保育園 ×	エ保育園 ×	ア保育園 ×
6	F	同時申込で同一施設希望の兄が待機	ウ保育園 ×	ア保育園 ×	イ保育園 ×

入所枠

施設名	入所枠
ア保育園	1
イ保育園	2
ウ保育園	2
エ保育園	0

Aさん：第1希望のア保育園に内定します。

Bさん：第1希望のア保育園は入所枠がないため、第2希望のイ保育園に内定します。

Cさん：第1希望のエ保育園は入所枠がないため、第2希望のウ保育園に内定します。この場合、きょうだいが別々の施設を利用することになります。兄弟の通う施設のみを希望するためには、第1希望のみご記入ください。

Dさん：第1・第2希望の保育園は入所枠がないため、第3希望のイ保育園に内定します。

Eさん：第1・第2・第3希望に入所枠がないため、第1希望のイ保育園での待機をしつつ、二次選考に進みます。イ保育園の希望順でいくと、Bさん・DさんよりもEさんが高いですが、指数の高い順での内定になるため、Bさん・Dさんが先に内定になります。

Fさん：第1希望のウ保育園に空きがありますが、同時申込の兄と同時入所出来ないため、第1希望のウ保育園での待機をしつつ、二次選考に進みます。

★★ 兄弟姉妹で同じ施設を利用したいかた ★★

兄姉が既にどちらかの施設を利用して、弟妹も同じ施設のみを希望する場合は、『第1希望のみ』記入してください。第2希望以降も記入されている場合は、第2希望以降の施設（兄姉と別施設）に内定することがあります。（兄姉と別施設になったからという理由で内定を辞退される場合も、当初の申込は一旦キャンセルのうえ、期間外の申込をしていただくことになります。）

兄弟姉妹で同時申込をされる場合は、利用申込書の『※兄弟姉妹で利用される場合は、希望されるかたにレ点を入れてください。』の欄で、

☐ 希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望

☐ 兄弟姉妹別々でも希望順位の高い施設を希望

のいずれかに記入してください。

希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望にチェックした場合、どちらかのみ内定することはありません。同じ施設に内定しない限り、兄弟姉妹全員が二次選考の対象となります。

※兄姉が利用している施設の連携施設の入所を弟妹が希望する場合は、別施設となります。連携施設も同じ施設としてみなし、入所を希望する場合は、必ず入所（園）申込確認票の「☐連携保育施設（小規模保育園）であっても兄弟姉妹と同じ施設とみなし、入所を希望する。」にチェックしてください。

4. 期間外申込（11月1日以降）について

11月1日（金）以降に申込される場合は、期間内に提出されたかたの選考がすべて終わった後、空きがあればご案内（受付順）になります。受付締切は3月14日（金）ですが、なるべく早めにお申込ください。必要書類は3・4ページ（転入予定者は下記）を参照ください。

- 公立施設・アートチャイルドケア及びスクルドエンジェル：保育課で受付いたします。
- 私立施設：まずは見学の問い合わせをしてください。

5. 転入予定のかたの手続きについて

1) 令和7年3月末までに香芝市に転入されるかた

令和7年4月から利用希望で、申込時点で香芝市に住所がないかたについても、申込時点で転居先が決まってい令和7年3月末日までに香芝市に転入されることを条件に、香芝市に直接利用申込ができます。香芝市役所保育課に教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書等を提出される際（3ページ『入所申込について』の『1) 教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書の提出』をご確認ください）に、下記書類を併せて提出してください。

▼提出書類

- ⑧ 住民票（世帯員全員が記載されているもの）
- ⑨ 香芝市での転居先がわかるもの（土地売買契約書や賃貸契約書の写し等）

2) 令和7年4月以降に香芝市に転入されるかた

公立施設は香芝市民に利用を限定しており、香芝市外在住のかたは利用することができません。そのため、公立施設を希望される場合は、転入後に手続きしていただくことになります。

私立施設は、空き状況や保護者の状況（香芝市へ転入予定、勤務先が香芝市内にある等）によりますが、香芝市外在住のかたも利用可能です。まずは、希望される園に直接問い合わせてください。

留意事項

- A) 2人以上の申込をする場合は、1児童につき1部の書類が必要です。
- B) 私立施設を希望される場合（第2希望以下含む。）は、事前に見学を済ませてください（見学されていない場合、入所（園）申込をお断りする可能性があります。）。
- C) 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- D) 出生前の児童についての申込はできません。
- E) 転入予定の児童・保護者で令和7年3月末日までにどちらも転入しなかった場合は入所できません。
- F) 勤務事情等により市外保育施設を申込する場合、取扱や申請期日が異なりますので、施設所在市区町村へ問い合わせてください。なお、希望する保育施設が勤務地等にあることが必要になります。また、市内施設への併願申込はできません。入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度、申し込みが必要です。
- G) 育児休業から復帰する予定で4月入所（園）をされる場合は、遅くとも4月末日までには職場復帰するよう調整をお願いします。就労証明書の11.復職（予定）年月日に復帰予定日を必ず記入してもらってください。慣らし保育については、内定後、保育所等での面談時にご相談ください。
- H) 育児休業中で5月以降に復帰されるかたは、復帰月の前月にお申込ください（予約はできません）。
- I) 在園児で4月から認定区分を1号から2号に変更される場合、期日までに新規でお申込みください。
- J) 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- K) 正式に離婚が成立していない場合は配偶者の就労証明書等が必要となります。ただし、離婚調停中や裁判中の方については裁判所からの通知書等を提出することで省略することができます。
- L) 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- M) 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- N) 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに市役所保育課まで連絡してください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- O) 転園希望で新規申込する場合、新規申込施設で内定が決定すると、現在通っている施設での次年度継続利用はできなくなります。
- P) 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。また、ひとり親家庭の方が児童扶養手当を受給していない場合、離婚受理証明書の提出が必要です。
同居の祖父母などがいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母などが家計の主宰者とみなされるため、祖父母などの収入により保育料等を決定します。どなたかの扶養に入っている場合は、同居・保護者の収入に関係なく、扶養者も算定に含みます。
- Q) 入所申込を行ったが、希望施設の内定にいたらなかった場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方は令和7年3月以降にお申し出ください。
- R) 新年度の利用申請についての利用承諾は、令和7年3月頃に通知書を発行する予定です。

**令和7年度 保育所（園）・認定こども園（2・3号）・小規模保育園
新規入所（園）募集予定数について**

- 下記の状況は、令和6年8月1日現在のものです。今後の児童の入退所等により変更となる場合があります。
- クラス年齢は、令和7年4月1日時点の満年齢です。

		施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
公 立	保育所	若葉保育所	9	14	7	10	4	0
		五位堂保育所	9	15	0	1	0	0
		二上保育所※1	9	17	5	2	0	0
		みつわ保育所	12	13	9	3	0	3
		真美ヶ丘保育所	9	14	9	5	1	8
	認定こども園 (2・3号)	鎌田幼稚園				5	2	2
		下田幼稚園				1	2	1
		真美ヶ丘東幼稚園				7	0	0
私 立	保育園	ハルナ保育園（本園）	3	3	0	0	0	0
		ハルナ保育園（五位堂分園）	3	2	0			
		ハルナ保育園（二上分園）	3	2	0			
		いろは保育園	5	2	0	0	0	0
	認定こども園 (2・3号)	あけぼの・幼保学院	9	16	8	0	0	0
		せいか幼稚園	5	6	0	0	0	0
		せいか保育園	10	6	0	0	0	※2
		旭ヶ丘せいか保育園	10	5	0	0	0	0
		ふたかみの森せいか子ども園	7	2	1	0	0	0
		関屋こども園	3	7	2	4	0	0
		志都美こども園	3	8	4	2	0	0
	小規模保育園	志都美せいかナーサリー	3	5	1			
		アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	2	5	0			
		アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	0	6	0			
		アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園	3	5	0			
		スクルドエンジェル保育園 香芝園	3	5	0			

*1 令和7年度からの給食の調理業務については業者に委託する予定です。

*2 せいか保育園の5歳児クラスは、園に問い合わせください。

教育・保育給付2・3号認定申請書兼施設利用申込書
(施設型給付費・地域型保育給付費)

● 年 ● 月 ● 日 (ご記入日)

香芝市長 様	申請者(保護者)住所 〒000-△△△△ 香芝市 本町○○番地
申請者(保護者)氏名	香芝 花子
自宅・携帯電話	090-△△△△-××××

次のとおり、教育・保育給付認定(施設型給付費・地域型保育給付費)及び施設の利用を申請します。

児童名	氏名(フリガナ)	性別	生年月日	※兄弟姉妹で利用される場合は、希望される方にレ点を入れてください。 ☐ 希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望 ☐ 兄弟姉妹別々でも希望順位の高い施設を希望
	カシバ スミレ			
	香芝 すみれ	男 ☒ 女 ☐	R*.*.*	
現在入所(園)している施設	有 ☐ 無 ☒	※既に入所(園)している施設があれば下記に施設名を記入してください。 ☐ 教育利用(1号認定) ☐ 保育利用(2・3号認定)		

① 希望する施設(事業者)名、利用を希望する期間

認定の希望	☒ 保育を希望(2・3号認定) ※保育所(園)・認定こども園(保育利用)・地域型保育事業(小規模保育園等)を希望する場合		
	☒ 保育標準時間 ※保護者全員が月120時間以上の就労をしている場合(通勤時間を含む。)等		
	☐ 保育短時間 ※保護者の1人が月120時間未満の就労をしている場合(通勤時間を含む。)等		
	☐ 教育・保育給付認定のみを希望 ※企業主導型保育園を利用する場合等		
希望施設名	第1希望 ★★★保育園	第2希望 ●●●保育所	第3希望 ■■■保育所
保育の実施を希望する期間	令和7年 4 月 1 日 から ☒ 就学前まで ☐ 年 月 日まで		

② 児童の家庭状況

児童の世帯員(本人を含む)	(フリガナ)氏名	個人番号(12桁)																児童との続柄	生年月日	職業または学校・幼稚園・保育所(園)等の施設名	備考
	(カシバ タロウ)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	父	S*.*.*	会社員		
	香芝 太郎																				
	(カシバ ハナコ)	y	y	y	y	y	y	y	y	y	y	y	y	y	y	y	母	S*.*.*	パート		
	香芝 花子																				
	(カシバ イチロウ)	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	z	兄	R*.*.*	★★★保育園		
	香芝 一郎																				
	(カシバ スミレ)	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	本人	R*.*.*			
	香芝 すみれ																				
	()																				
()																					
()																					
生活保護の状況	適用なし・適用あり (年 月 日 生保開始・休廃止)																ひとり親の状況	☐ 該当 ☒ 非該当			
障害者手帳(身体・療育・精神)の交付を受けた世帯員	有 ☐ 無 ☒	氏名	香芝 太郎														特別児童扶養手当支給対象者(または国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる)である世帯員	有 ☐ 無 ☒	氏名		
転入年月日	令和6年 7 月 6 日																令和6年1月1日時点の住所(現在住所と違う場合のみ)	●●●県△△市□□番地			
																	昨年1月1日時点の住所(現在住所と違う場合のみ)				

「有」の場合は、手帳等の写しも提出してください。

(裏面に続く。)

③ 保育の利用を必要とする理由等 ※就労先等に確認させて頂くことがあります。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	勤務時間等
	父	☒ 就労 ☐ 育休 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	9 : 00 ~ 17 : 00
	母	☒ 就労 ☐ 育休 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他()	9 : 30 ~ 16 : 30

④ 児童の健康状態等

児童の健康状態等	☐ 妊娠・出生時に異常はありましたか。	☒ いいえ ☐ はい()
	☐ 定期健診は受けましたか。	☒ 4か月健診 ☒ 10か月健診 ☐ 1歳半健診 ☐ 3歳半健診
	☐ 健診時に指導や指摘を受けたことはありますか。	☒ いいえ ☐ はい()
	☐ 大きな病気(入院等)にかかったことはありますか。	☒ いいえ ☐ はい()
	☐ 現在通院中の病気はありますか。	☒ いいえ ☐ はい()
	☐ アレルギーはありますか。	☐ いいえ ☒ はい(たまご)
	☐ その他、気になることはありますか。	☒ いいえ ☐ はい()

⑤ 税情報等の提供に当たっての署名欄

1 入所児童の保育料決定及び副食費免除の判定に際して所得状況を確認するため、市職員が世帯全員(世帯分離等も含む)の課税台帳等を閲覧することに同意します。
2 入所児童の世帯状況等を確認するため、市職員が世帯全員(世帯分離等も含む)の住民基本台帳を閲覧することに同意します。
3 申請に関する書類等の内容について、適正であるかを確認する必要がある場合は、その調査をされることに同意します。
4 申請後において、世帯構成(結婚、離婚など)や該当する保育の必要性の事由(就労状況、妊娠、出産など)に変更が生じた場合は、変更したことを速やかに届け出ます。
保護者氏名 香芝 花子

記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書は、次の点に注意しながらご記入ください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 「申請者(保護者)住所」、「自宅・携帯電話」欄は、連絡のつきやすい番号を記入してください。
- 「児童名」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 「① 希望施設名」の欄は、第1希望から第3希望までの施設名を記入してください。
- 「① 利用を希望する期間」の欄は、小学校就学前又は保育の実施を必要とする期間を記入してください。
- 「② 児童の家庭状況」の欄は、申請児童本人を含む両親及び同居している親族等の全員について記入してください。なお、転入者のみ、保育料の決定及び副食費免除の判定のために必要な書類を添付してください。
- 「③ 保育の利用を必要とする理由等」の欄は、該当するものにレ点を入れて、勤務時間の記入をお願いします。なお、保育の利用を必要とする理由について、具体的な状況が確認できる書類を添付してください。
- 「④ 児童の健康状態等」の欄は、該当するものにレ点をいれて、内容等の説明が必要な場合は()に記入してください。
- 「⑤ 税情報等の提供に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認の上、署名してください。

(留意事項)

- ⑤ 教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、次に掲げる場合に該当するときは、希望に沿うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合
- ⑥ 支給認定証の発行を希望される場合は、支給給付認定証発行依頼書の提出をお願いします。
- ⑦ 利用開始後に申込みの内容と家庭状況の事実とに相違があることが判明した場合は、利用の承諾を取り消すことがありますので、あらかじめご了承ください。

香芝市内保育所(園)・認定こども園・小規模保育園一覧

施設 種類		施設名	設置者	住所	電話番号	開所時間 ※保育所等は、標準時間認定で延長保育 等を含む場合 ※詳細は各園にお問合せください。		対象年齢児	定員※1	一時 預かり	備考
						平日	土曜日				
保育所	公	1 若葉保育所	香芝市	下田西2丁目6番27号	77-2758	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 14:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ～ 5歳児	150名		
		2 五位堂保育所		五位堂3丁目464番地1	77-2023				120名		
		3 二上保育所		畑4丁目545番地	77-2944				120名		
		4 みつわ保育所		良福寺419番地	77-2184				200名		
		5 真美ヶ丘保育所		真美ヶ丘6丁目9番1号	76-4777				150名		
	私	6 ハルナ保育園	社会福祉法人 鳳雛会	鎌田281番地1	76-5541	7:00 ～ 23:00	7:00 ～ 19:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ～ 5歳児	139名	○	
		7 ハルナ保育園 五位堂分園		瓦口2309-1 IBブランド102号室	78-5542			生後3ヶ月を 経過した翌月 ～ 2歳児	20名		
		8 ハルナ保育園 二上分園		穴虫1050番地3	76-3001				29名		
		9 いろは保育園	社会福祉法人 慈傳会	五位堂3丁目441番地1	49-0275	6:50 ～ 19:30	6:50 ～ 18:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ～ 5歳児	67名		
認定 こども園	公	10 認定こども園鎌田幼稚園	香芝市	鎌田364番地1	78-3877	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 14:00	3歳児 ～ 5歳児	30名 (90名)		
		11 認定こども園下田幼稚園		下田西2丁目9番23号	76-0958				24名 (176名)		
		12 認定こども園真美ヶ丘東幼稚園		真美ヶ丘3丁目3番24号	78-3878				45名 (180名)		
	私	13 あけぼの・幼保学院	学校法人 楠公学園	関屋北5丁目8番3号	71-8008	7:00 ～ 19:00	7:00 ～ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ～ 5歳児	306名 (331名)		
		14 せいか幼稚園	学校法人 誠華学園	逢坂4丁目958番地	77-8900	7:00 ～ 20:00	7:00 ～ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌月 ～ 5歳児	132名 (320名)	○	
		15 せいか保育園	社会福祉法人 裕愛会	北今市5丁目508番地1	77-5200	7:00 ～ 20:00	7:00 ～ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌日 ～ 5歳児	120名 (135名)	○	病後児保育
		16 旭ヶ丘せいか保育園		旭ヶ丘1丁目12-2	79-1200				120名 (135名)	○	
		17 ふたかみの森せいか子ども園		畑2丁目1590-1	71-7700				75名 (90名)	○	
		18 関屋こども園	社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会	関屋396番地	77-2717	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 17:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ～ 5歳児	90名 (102名)	○	※一時預かり休止中
		19 志都美こども園		今泉382番地	77-3852				118名 (133名)		
小規模 保育園	私	20 志都美せいかナーサリー	学校法人 誠華学園	上中2012番地	43-7085	7:00 ～ 18:30	7:00 ～ 17:00	生後3ヶ月を 経過した翌日 ～ 2歳児	19名		連携園:せいか幼稚園
		21 アートチャイルドケア 奈良真美ヶ丘保育園	アートチャイルドケア 株式会社	真美ヶ丘6丁目8-1 吉田プラザ1F	49-0410	7:30 ～ 19:00	7:30 ～ 14:00	生後6ヶ月を 経過した翌月 ～ 2歳児	19名		連携園:真美ヶ丘東幼稚園
		22 アートチャイルドケア 奈良香芝保育園		磯壁3丁目53-1 1階	43-6381				19名		連携園:みつわ保育所
		23 アートチャイルドケア 奈良鎌田保育園		鎌田366番地1	78-5160				19名		連携園:鎌田幼稚園

※1 認定こども園の定員は、2号認定・3号認定子どもの合計を記載。カッコ内は1号認定子どもを含む施設全体の定員。